

商店街友好都市との交流に関する基本協定書

港区および青山外苑前商店街振興組合（以下「甲」という。）は、これまで長い友好交流関係を育んできた郡上市および郡上市観光連盟（以下「乙」という。）と、さらなる信頼関係を構築し、商店街振興・観光振興の促進を図るため、次のとおり基本協定を締結します。

（目的）

第1条 この基本協定は、甲、乙それぞれが第2条における交流事業を推進するとともに、地域の特性を活かした相互協力を行うこととします。

（交流振興）

第2条 この協定において、交流事業とは次の各号に掲げるものとします。

- (1) 乙は、青山外苑前商店街振興組合が催すイベント事業やみなと区民まつりなどに参加と協力をします。
- (2) 甲は、乙の物産を販売・宣伝するなど積極的に物産交流の支援を行います。
- (3) 甲および乙は、港区と郡上市の青少年の健全育成のための交流を推進します。
- (4) 甲および乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する「災害」が協定地域で発生した場合、相互に応援し、被災した地域の応急活動及び復旧対策の支援・協力を行います。
- (5) その他商店街振興・観光振興のための協力をを行います。

（交流の履行）

第3条 甲および乙は、第2条に基づく交流を履行する際、的確かつ円滑に行うように努めます。

（経費負担）

第4条 第2条に基づく交流を履行する際に生ずる経費負担については、甲、乙協議のうえ決定します。

（協議事項）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙協議のうえ別に定めることとします。

平成20年6月21日

甲 港区
代表者 港区長

武井雅昭



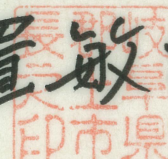
青山外苑前商店街振興組合
代表者 理事長

村林潤



乙 郡上市
代表者 郡上市長

日置敏明



郡上市観光連盟
代表者 会長

初日儀長

